

議案第 3 1 号

市川市下水道条例の一部改正について

市川市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 9 月 4 日提出

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第 号

市川市下水道条例の一部を改正する条例

市川市下水道条例(昭和 4 7 年条例第 1 8 号)の一部を次のように改正する。

第 1 0 条の 8 第 3 項中「前 2 項」を「前 3 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 指定排水設備工事業者は、第 1 0 条の 3 第 1 項第 4 号ア、イ又はオのいずれかに該当するに至ったときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

第 1 6 条第 2 項第 3 号中「第 1 号及び前号」を「前 2 号」に改め、同条第 4 項中「1 5 日」を「1 6 日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 1 0 条の 8 第 3 項の改正規定、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に 1 項を加える改正規定及び第 1 6 条第 2 項第 3 号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 1 6 条第 4 項の規定は、令和 3 年 1 月 1 日以後にその額が確定する下水道使用料について適用し、同日前にその額が確定した下水道使用料

については、なお従前の例による。

理 由

本市が実施する下水道使用料の徴収業務と千葉県企業局が実施する水道料金の徴収業務が一括して行われることを踏まえ下水道使用料の算定に係る取扱いを見直すほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。